（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百十条の四の五　法第六十二条の二第一項の規定により高額療養費（令第二十三条の三の三第二項から第七項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者（令第二十三条の三の三第二項から第七項までに規定する組合員であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。ただし、第三項第四号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

一　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～五　略］

［2　略］

3　組合は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一　組合員証の組合員等記号・番号

［二～六　略］

［4・5　略］

（限度額適用の認定等）

第百十条の五　組合は、次条第一項の規定による認定を受けている場合を除き、組合員の標準報酬月額に基づき、令第二十三条の三の五第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ若しくは第三号ハ若しくはニ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第二十三条の三の四第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）を行わなければならない。ただし、この項の規定による認定を受けた者が次条第一項の規定による認定を受けるに至つたときは、この項の規定による認定を取り消さなければならない。

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

2　組合は、前項の規定による認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）から次に掲げる事項を記載した限度額適用認定証交付申請書の提出があつたときは、別紙様式第二十五号による限度額適用認定証を作成し、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）に交付しなければならない。

一　組合員の氏名

二　組合員証（前項の規定による認定を受けた者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百十条の四の五　［同上］

一　組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二～五　同上］

［2　同上］

3　［同上］

一　組合員証の記号及び番号

［二～六　同上］

［4・5　同上］

（限度額適用の認定）

第百十条の五　令第二十三条の三の五第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ若しくは第三号ハ若しくはニ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第二十三条の三の四第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。

一　組合員の氏名

二　組合員証（認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。）の記号及び番号又は個人番号

三　所属機関の名称及び所在地

四　認定を受けようとする者の氏名及び生年月日

五　認定を受けようとする者の入院期間

六　認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第一号から第四号まで、第二項第一号から第四号まで、第三項第三号若しくは第四号又は第四項第三号若しくは第四号のいずれかに該当する旨

2　前項の書類には、認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第一号から第四号まで、第二項第一号から第四号まで、第三項第三号若しくは第四号又は第四項第三号若しくは第四号のいずれかに該当することを証明する書類を添付しなければならない。